



第一小学校入学式

## 主な内容

- 平成24・25年度の保険料率が決まりました …2P
- 第5期介護保険料について ……4P
- 「子ども手当」は「児童手当」に変わります ……6P
- 定住・環境関係補助金のご紹介 ……12P
- 村の健診を受けましょう ……18P

## 入学式

村内の小中学校の入学式が、4月4日に行われました。小学校は第一小学校31人、第二小学校17人、第三小学校6人、浪合小学校4人、清内路小学校2人の合計60人の児童、中学校は79人の生徒がそれぞれ入学しました。

## 後期高齢者医療制度のお知らせです

# 平成24・25年度の保険料率が決まりました

長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。保険料額は6月下旬に決定し、7月以降に決定通知書をお送りします。

<b>均等割額</b> 被保険者一人あたり <b>38,239円</b>	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額 × <b>7.29%</b>	=	<b>年間保険料</b> (上限額55万円) ※年間の保険料総額については 100円未満切捨て
--	---	--	---	--

※保険料率は2年間の医療給付費を推計して、2年ごとに見直されます

## 保険料増加抑制のための対策

### 財政安定化基金を活用した保険料の増加抑制(約6億6千万円)

後期高齢者医療制度では、想定した額以上の医療給付費の増加等、不測の事態に備え、国・都道府県・広域連合で財源を3分の1ずつ負担して、都道府県に「財政安定化基金」を設置しています。

長野県後期高齢者医療広域連合では、平成24・25年度の保険料率の改定にあたり、長野県と協議し、財政安定化基金の積立金を増額したうえで広域連合に交付いただき、保険料の増加を抑制することを予定しています。

左記の対策を講じた結果、  
 均等割額を **1,153円分**  
 所得割率を **0.25%分**軽減  
 減することができました。

## 保険料の軽減

引き続き、所得に応じて保険料の軽減を実施します

### 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	<b>9割</b> 軽減	<b>3,823円/年</b>
	上記以外の方	<b>8.5割</b> 軽減	<b>5,735円/年</b>
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数) 以下の場合 ※ 単身世帯の方は、該当しません。		<b>5割</b> 軽減	<b>19,119円/年</b>
33万円+ (35万円×世帯の被保険者数) 以下の場合		<b>2割</b> 軽減	<b>30,591円/年</b>

### 所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、所得割額が5割軽減されます。

### 被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合は対象外です)の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減となります。



《お問い合わせ》

民生課保健係 電話 **43-2220** (内線241)

または、長野県後期高齢者医療広域連合 電話 **026-229-5320**

## 平成24年4月からは高額な外来診療を受けた場合、「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な入院診療を受けた場合のみ、病院等での窓口負担が自己負担限度額までとされていました。平成24年4月からは、高額な外来診療を受けた場合も、病院等での窓口負担が自己負担限度額までとなります。

この制度を受けるためには、事前手続きが必要な方もいますので、以下の表をご確認ください。

対象者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の住民税非課税世帯等の方	阿智村役場で「認定証」の交付申請をしてください	「認定証」を窓口にご提示してください
70歳以上75歳未満で、住民税課税世帯の方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口にご提示してください
75歳以上で、住民税課税世帯の方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口にご提示してください
すでに「認定証」をお持ちの方（平成24年3月31日以前に交付された認定証※）	必要ありません	「認定証」を窓口にご提示してください

※平成24年3月31日以前に交付された認定証（以下は「旧様式」と称します。）は、有効期限まで使用可能です。旧様式でも、新様式と同様に外来診療も使用できます。

「認定証」を提示しない場合は、いったん病院等の窓口で自己負担額を全額支払っていただき、後日、高額療養費の支給申請をしていただきます。該当になる場合は、診療を受けた2か月後以降に通知をお送りします。

# 第5期介護保険料について

65歳以上の皆さんにご負担いただく平成24年度から平成26年度までの（第5期）介護保険料の基準月額が**5,425円**に決まりました。

この金額は今までのデータを基に平成24年度から平成26年度までにかかる介護サービス費を予想し、65歳以上の皆さんの人数で割り返したのになっています。

村ではここ数年で介護サービス費が増えたことにより、基準月額が県下で2番目に高い額となっています。

また、平成24年度から収入が少ない方の負担を減らすために、所得段階を7段階から10段階へと増やしました。所得段階別の介護保険料は下表をご覧ください。

65歳以上の皆さん個人の介護保険料額は、基準月額を基に住民税の課税状況や収入・所得額に応じて年間の介護保険料を決めます。7月以降に個別で通知を発送しますのでご確認ください。

所得段階	対 象 者	保険料年額	保険料月額(※)	保険料率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税の者	32,600円	2,717円	基準額×0.5
第2段階	世帯員全員が住民税非課税者で本人の合計所得+課税年金収入額が80万円未満の者	42,300円	3,525円	基準額×0.65
第3段階	世帯員全員が住民税非課税者で本人の合計所得+課税年金収入額が80万円以上の者	48,800円	4,067円	基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税の者	65,100円	5,425円	基準額
第5段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が150万円未満の者	81,400円	6,783円	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が150万円以上200万円未満の者	87,900円	7,325円	基準額×1.35
第7段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	97,700円	8,142円	基準額×1.5
第8段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	104,200円	8,683円	基準額×1.6
第9段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	113,900円	9,492円	基準額×1.75
第10段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が500万円以上の者	120,400円	10,033円	基準額×1.85

※保険料月額は保険料年額を基に換算したおよその額になっています。

《お問い合わせ》 民生課福祉係 電話 43-2220 (内線242)

# 障がいをお持ちのお子さんのための 制度・手当のご案内

## 【軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業】

難聴のお子さんを対象に、補聴器購入費用の一部が助成されます。対象者は、次の①②に該当する児童です。

- ①村内在住の十八歳未満の方
- ②両耳の聴力レベルが七〇dB未満で、身体障害者手帳の交付対象外の方

## 【特別児童扶養手当】

重度もしくは中度の障がいがある二十歳未満のお子さんを家庭で養育している方に支給されます。

- 対象となる児童
  - ・身体障害者手帳一〜三級程度
  - ・療育手帳 A1・A2・B1程度
- ・右記と同程度の精神に障害のある方

## ○手当の額

(\*手当の額には変動があります)

- 一級：月額五〇、五五〇円
  - 二級：月額三三、六七〇円
- 医師の意見書をもとに判定されます。

※父母または扶養義務者の前年所得が一定額以上あるときは、支給されません。

## ●制度の利用や、手当の受給には申請が必要です。

まずは、左記までご相談ください。

- ・民生課
- 福祉係または保健師

☎四三二二二二〇  
(内線二四三三)

または

- ・子育て支援センター
- ☎四五一一二二三二

●そのほか、お子さんの発達の心配、育児の不安などの相談も受付けています。

お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

# 阿智村生活支援住宅改修費補助金について

平成二十四年四月二日から

日常生活を営むのに支障がある要介護者で、介護保険制度の要介護認定を受けていない方が、生活支援・介護予防の観点から、自宅での転倒防止等のための住宅改修が必要と認められた場合、住宅改修に対する費用を補助します。

## 対象者

日常生活を営むのに支障がある要介護者がいる世帯で次のいずれかに該当する世帯。ただし、村税等村への納付金を滞納している世帯を除きます。

- 1、介護保険制度の要介護認定を受けていない六十五歳以上の者がいる住民税非課税世帯
- 2、その他特に村長が必要と認めた世帯

## 対象となる住宅改修

- 1、手すりの設置
- 2、すり付け板、スロープ等の設置による段差の解消
- 3、引き戸、折り戸への取り替え

- 4、滑りにくい床材への張り替え
  - 5、その他住宅改修に付帯して村長が認めたもの
- ※住宅の新築又は増築工事については対象としません。

## 補助金の額

- 1、補助対象額は、一住宅につき二十万円を限度とし、補助対象となる改修に要した額の九割の額まで一回限り。
- 2、補助金の交付は、当該住宅につき一回限り。

利用に関するご相談

自立生活支援センター

☎四五一一一四〇



平成二十四年四月から

# 《子ども手当》は《児童手当》に変わります

## ●児童手当とは？

・児童を養育する方に児童手当を支給することにより、社会全体で次代を担う児童の健やかな育ちを応援することを目的とした制度です。

## ●支給対象及び、支給額（月額）

（所得制限未満の場合）

・〇歳～三歳未満	一万五千元
・三歳～小学校修了前	第一子、第二子 一万円 第三子以降 一万五千元
・中学生	一万円
（所得制限以上の場合）	
・一律	五千元

## ●手続きについて

- ・本年三月まで、子ども手当を受給していた方
- ↓新たな手続きは不要です。
- ・出生などにより、養育する児童が増えた方
- ↓額改定認定請求をお願いします。
- ・転居に伴い、お住まいの市町村が変わった方
- ↓転出先の市区町村への申請が必要

要です。

## ●所得制限について

・所得制限は、平成二十四年六月分から適用になります。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

※限度額は今後変わる可能性があります。

（注）

収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額。実際の適用は、所得額で行うこととなります。

※新たに所得制限が設けられることにより、六月に現況届を提出していただく予定です。ご承知おきください。

○お問い合わせ

民生課福祉係 042-211-2210

（内線 2431）

# 忘れないで!!国民健康保険(国保)の届け出

就職・転職、転入・転出など異動の多い時期です。忘れずに国保の手続きをしましょう。

## ◆届け出は十四日以内に

左記の事項に該当する方は、異動のあった日から十四日以内に必ず手続きをしてください。

	届け出が必要な場合	必要な物
国保に加入	転入した	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめた	左記の証明書、印鑑、年金手帳
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書、印鑑
外国籍の人が加入する	外国人登録証明書	
国保をやめる	転出する	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国保と健保の保険証、印鑑、年金手帳
	職場の健康保険の被扶養者になった	
	死亡した	保険証、印鑑
	生活保護を受けた	保険証、保護開始通知書、印鑑
外国籍の人が脱退する	保険証、外国人登録証明書	

◆届け出が遅れると…

- ・国保税をさかのぼって納付
- ・加入までの医療費を全額負担
- ・医療費の返還しなければならぬ場合があります。

早めに手続きをしましょう。

◆修学される方

- ・保険証を親元の世帯とは別に交付できます。在学証明書、保険証をお持ちください。

◆交通事故にあった時は…

- ・保険証、印鑑、事故証明書をお持ちください。
- ・示談をされる前に保健係にご相談下さい。

民生課保健係

四三二二二〇(内線二四一)

**看護学生修学資金  
貸与希望者募集  
(第二回)**

県立病院では、看護師又は助産師を目指している方に修学資金を貸与し、学生生活をサポートしていきます。あなたの夢の実現のため、ぜひ活用してください。

**第2回募集の内容** (募集期間：平成24年4月2日(月)～平成24年6月1日(金))

	H24年度 卒業予定	H25年度 卒業予定	H26年度 卒業予定	H27年度 卒業予定
須坂病院	○			
こころの医療センター駒ヶ根	○			
阿南病院	○			
木曾病院	○	○(追加)	○(追加)	○(追加)
こども病院	○			

○貸与額

月額五万円(月額八万円も選択可)

◇詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref-nagano-hosp.jp/>

〔申込み・お問い合わせ〕

機構本部事務局 修学資金担当

☎〇二一〇一七三二二四

**平成24年度 阿智村営診療所の診療時間**

各診療時間内に受診してください

診療所名	区分	月	火	水	木	金	医師
伍 和	午前		9:00～11:30		9:00～11:30		天野先生
	午後		13:30～16:00		13:30～16:00		
智 里 東	午前		10:40～11:40				橋上先生
	午後						
智 里 西	午前		9:30～10:30				橋上先生
	午後						
浪 合	午前	8:30～11:30		8:30～11:30		8:30～11:30	天野先生
	午後	13:30～17:00		13:30～17:00		13:30～17:00	
上清内路	午前	9:30～10:30				9:30～10:30	橋上先生
	午後						
下清内路	午前	10:40～11:40				10:40～11:40	橋上先生
	午後						

診療所の電話番号

伍和診療所 43-2507  
智里東診療所 43-2075  
智里西診療所 44-2002

浪合診療所 47-2200  
上清内路診療所 46-2304  
下清内路診療所 46-2114

お問い合わせ等は各診療所の診療時間内をお願いします。

## 狂犬病注射を 受けましょう！

平成二十四年度狂犬病予防注射第二次を左記の日程で行います。場所・時間を確認のうえ、間違いのないようお出かけ下さい。今年度の集合注射は今回で最後となります。

(飼育している犬の登録、狂犬病予防注射の接種は法に定められていますので必ず行いましょう)

○お問い合わせ  
民生課保健係

☎四三二二二〇(内線二四一)

### ●5月27日(日)の日程

場 所	時 間
農協春日選果場前	午前 9:00~9:10
伍和診療所前	9:25~9:35
阿智村商工会館駐車場	9:40~9:45
智里東診療所前	9:55~10:00
昼神ガイドセンター横	10:05~10:10
智里西診療所前	10:20~10:25
横川集会所	10:40~10:45
清内路振興室前	11:00~11:10
浪合振興室駐車場	11:25~11:35
阿智村中央公民館前	11:50~12:00

### ●持ち物

登録済みの方	郵送されたハガキ 注射料1頭につき3,220円
新規登録の方	登録料1頭につき3,000円 注射料1頭につき3,220円 (計6,220円)

## 集落維持のため、 集落で行う事業 に支援金を交付 します。

村ではこの数年、一年間に約百人のペースで人口が減少しています。

集落の人口が減ったり、高齢者の割合が増えることで、田畑・山林の維持管理、お役の担い手などが不足し、集落で暮らすことの困難が増えていきます。一方、住民のみなさんへのアンケートでは、今後も阿智村のそれぞれの地域で暮らしたいとの回答が七〇%に達しています。(平成十九年度住民意向調査)この気持ちを表現していくためには、集落を維持していくための取組みが必要となります。

そこで集落で暮らす皆さんがいきいきと集落で暮らすための事業、集落に新たな定住者を迎えるための事業などに支援金を交付し、応援します。これまでこの制度を利用して、集落ゆかりの方に呼びかけてのお植え事業などが行われています。

事業実施にあたっては協働活動推進課で他市町村の取組み等の情報提供や、取組みのお手伝いをさせていただきます。本事業の交付対象集落以外の方も、お気軽にご相談ください。

#### 【集落維持活動支援金の概要】

集落の住民が自ら集落の再生、維持のために行う事業について、かかる経費の三分の二を上限に、支援金を交付。ただし飲食にかかる経費は除く。

#### 【対象条件】

人口のうち、六十五歳以上の方の割合が四十%を越え、かつ役場から一・五km以上離れている集落

#### 【二十四年度交付対象集落】

青見平・寺尾・大沢・濃間・中央・横川・恩田・宮本・中下町・浪合上町・下半掘・中・登・清水・上二区

○お問い合わせ

協働活動推進課

☎四三二二二〇(内線五一〇)

## 集落の人口と高齢化率（24年4月1日現在）

部落	人口	65歳以上	高齢者の割合
七久里	168	40	23.8
知久保	108	33	30.6
竪町	93	27	29.0
下西	272	63	23.2
中関上	139	38	27.3
中関下	475	103	21.7
中関団地	62	17	27.4
砂田	236	59	25.0
馬場	232	52	22.4
木戸脇	136	40	29.4
伝馬町	87	23	26.4
下町*1	98	41	41.8
栄町	152	46	30.3
上町*1	131	58	44.3
市ノ沢	95	24	25.3
大橋*1	31	14	45.2
曾山	65	22	33.8
古料	109	31	28.4
下郷	121	41	33.9
上郷	221	65	29.4
大鹿	158	31	19.6
洞	118	29	24.6
日の入	47	14	29.8
青見平	53	24	45.3
原の平	111	30	27.0
寺尾*2	74	29	39.2
西栗矢	133	44	33.1
東栗矢	140	50	35.7
丸山	121	26	21.5
備中原	276	55	19.9

部落	人口	65歳以上	高齢者の割合
大沢	55	26	47.3
大野	104	36	34.6
中野	40	13	32.5
奥藤	76	26	34.2
中平	100	25	25.0
伏谷	130	29	22.3
下平	209	49	23.4
昼神	312	120	38.5
濃間	39	20	51.3
中央	59	20	33.9
戸沢	65	22	33.8
園原	114	27	23.7
横川	35	21	60.0
恩田	70	32	45.7
荒谷	129	35	27.1
宮の原	53	17	32.1
宮本*2	54	19	35.2
中下町	67	27	40.3
浪合上町*2	43	17	39.5
治部坂	87	19	21.8
上半掘	86	26	30.2
下半掘	22	14	63.6
市場	86	28	32.6
中	76	35	46.1
登	71	32	45.1
清水	76	32	42.1
川裾	57	6	10.5
上一区	81	25	30.9
上二区	84	36	42.9
上三区	83	28	33.7

\*1 役場からの距離が1.5km以内のため、集落維持活動支援金の対象外

\*2 交付対象となった集落が後に高齢化率40%以下になった場合、5年間は継続して交付対象とする。  
（該当集落：宮本、浪合上町）

## 林務関係のお知らせ

**森林病虫害防除（松くい虫・カシノナガクイムシ）にご協力を願います**

法律により、松くい虫によるアカマツの被害を防除するために、被害が発生したアカマツを伐採し、薬剤によるくん蒸を実施します。

松くい虫（マツノマダラカミキリ）は、六月末から七月にかけて蛹室から脱出し、他の健全木へ移り被害を広げているため、六月中に駆除を完了しなければなりません。

被害拡大防止と、放置した場合は風倒木となり場所によっては危険木となる場合もありますので、被害の発生した山林所有者におきましては、駆除作業のための山林立ち入りについてご理解とご協力をお願いします。

また、ナラ類を枯らす、カシノナガクイムシの被害が、平谷村で二十三年度に確認されています。特に、直径三十 cm 以上の大径木が被害に逢いますので、季節はずれの紅葉のよ

うに見えるナラ類の大径木を見かけた方は連絡等の協力をお願いします。

**森林税事業が最終年度となります**

平成二十年度より県が導入しました、「長野県森林づくり県民税」（森林税）が、二十四年度で当初計画の最終年度となります。

村へは、森林づくり推進支援金として、四年間で七、七六三千元が交付され、森林整備の補助金や、竹林等の環境整備、間伐材利用施設の補助金などに充てられました。

村では、引き続き制度の継続を要望して行く予定ですが、林業団体等の創意工夫による林業の活性化など幅広い事業に活用が可能ですので、皆様のアイデアやご意見などありましたらお寄せください。

**ジビエ（獣肉）を利用してみませんか？**

有害駆除等で捕獲されるイノシシやシカ肉を有効に利用する目的で、加工施設が設置され、食肉として提供できるようになります。

肉の利用を考えてみたい方、オリ

ジナルの料理を考案したい方などありましたら相談ください。

**みどりの募金に協力を願います**

平成二十四年度みどりの募金運動が六月末までの期間で実施されています。

役場窓口及び、各振興室の窓口へ募金箱を設置して窓口募金を行いますので、立ち寄りの際は募金の協力をお願いいたします。

集まった募金は、新入学生への緑化木プレゼント、公共施設の緑化事業や緑化苗木の頒布会などに使用されています

**お問い合わせ、連絡先**

ふるさと整備課 林務係

電話 (四三)二二二〇

(内線二二二)

**農業者戸別所得補償制度に加入しましょう**

昨年度から本格実施している農業者戸別所得補償制度が二十四年度も実施されます。

対象者は生産数量目標に従って生産する販売農家で、左記の内容で交付金が出ますので、期日までに申請に必要な書類を各地区の営農推進委員まで提出して下さい。

※米の所得補償交付金については、必ず販売をしていなくても、水稻共済に加入していれば対象になりますので是非加入してください。

○米の所得補償交付金  
15,000円/10a(定額)

○米価変動補てん交付金  
当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

○水田活用の所得補償交付金  
転作助成金（産地資金含む）として、作物ごとの単価で交付

○畑作の所得補償交付金  
畑作で作る大豆、そば、麦等も条件を満たせば交付

**お問い合わせ**

ふるさと整備課農政係

☎四三二二二〇（内線二二六）



## 大規模防護柵の設置について

村では、将来にわたって農地を耕作していく意思を持ち、事前の準備と設置後の管理ができる地区を対象に、大規模防護柵を設置します。

事前の準備とは地主の承諾、ルートの設定、必要に応じた山林の伐採等を指し、また、設置後は、点検や草刈り、電柵の電気代など管理に要する経費の負担ができることが条件です。

二十四年度は五地区を予定していますが、二十五年度以降事業の実施を希望される地区は、八月中を目途に係まで相談してください。

**お問い合わせ、連絡先**

ふるさと整備課農政係・林務係  
☎四三二二二二〇（内線二二六）

## 「人と農地の問題解決」のための話し合いに参加してください

現在、国では、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人・農地の問題」で五年後、十年後の展

望が描けない地域が増えていることから、地域自らがこの問題を解決できる方策を検討しています。

具体的には、地域で考えた集落農業の実情と将来に向けての農地の集積、新規就農者の育成案をもとに作成された「人・農地プラン」に対し、青年就農給付金や農地集積協力金などの支援を行うこととしています。

このようなかで、村では支援制度の活用のみならず、これから五年、十年先の農業振興にどう取り組むかを考えていくために、「人・農地プラン」の作成計画を立てました。実際には、集落で話し合った内容を検討委員会で協議したうえ、村でプランとしてまとめる予定ですが、プランの作成には集落の話し合いが必要不可欠になります。

つきましては、これから各集落内で「人・農地の問題解決」に関する話し合いが開かれる折には積極的に参加をいただけるようお願いいたします。

**お問い合わせ**  
ふるさと整備課農政係  
☎四三二二二二〇（内線二二六）

## 「農地・農業相談」にお出かけください

農業委員会では、農地、農業に関する相談を毎月一回行っております。新しく農業に取り組みたい、農地の貸し借り等のお声がありましたら、ぜひご相談ください。また、農業に関する様々な相談を受けております。お気軽にお出かけください。

**日時** 毎月第三火曜日（原則）  
午後七時～八時（受付）  
**場所** 阿智村役場  
**今後の相談日**

平成二十四年	五月	十五日
	六月	十九日
	七月	十七日
	八月	二十一日
	九月	十八日
	十月	十六日
	十一月	二十日
	十二月	十八日
平成二十五年	一月	十五日
	二月	十九日
	三月	十九日

**お問い合わせ**  
阿智村農業委員会事務局  
☎四三二二二二〇（内線二二六）

## 取引・証明用に使用する「はかり」の定期検査について

商品の売買等に使用する「はかり」は、二年に一回の定期検査を受ける必要があります。

今年度は阿智村を対象に定期検査が行われますので、対象の「はかり」をお持ちの方は、下記の日時に必ず検査を受けて下さい。

なお、前回（二十二年度）に受検されている方には文書でお知らせをします。また、受検には所定の手数料が必要となります。

**〇期日**

平成二十四年六月四日（月）

**〇会場と時間**

・清内路振興室

午前十時四十五分

～午前十一時三十分

・阿智村中央公民館

午後一時～午後三時

・浪合振興室

午後三時四十五分

～午後四時三十分

**〇お問い合わせ**

地域経営課

☎四三二二二二〇（内線二二三）

長野県計量検定指導課

☎〇二六三一四七一四〇〇六

# 定住・環境関係補助金の紹介

平成二十四年度の定住・環境関係補助金をご紹介します。  
補助金の申請を希望される方は、お気軽に地域経営課までご連絡ください。

## 環境にやさしい

### 住宅設備導入補助金

◆補助金の額  
・その他村長が認める団体  
一 検体あたりの検査費用全額を補助します。ただし、一検体あたりの上限を五、二五〇円までとします。

◆交付対象者……次の要件全てに該当される方が交付対象となります。  
・村内在住者で、自ら居住する住宅に設備を設置しようとする方  
・村税等の滞納の無い方

### 対象となる設備と補助金の額

◆対象となる設備と補助金の額  
設備設置費用の三分の一の額を補助します。ただし、次のとおり設備ごと上限額があります。

- ・ペレットボイラー 二十万円
- ・薪ストーブ、ペレットストーブ 十万円
- ・太陽熱温水器（一体型） 五万円
- ・太陽熱温水器（分離型） 十万円

### ◆その他

申請は、必ず設置工事を始める前に地域経営課へ行ってください。

### ◆補助金の額

◆その他  
・申請を受ける前に、必ず地域経営課へご連絡をお願いします。  
・検査は各自で検査機関に検体を持ち込んで行ってください。  
・検査後、検査結果書の写しと費用支払いの領収書を地域経営課へご提出ください。

### ◆お問い合わせ

地域経営課 ☎ 四三ー二二二〇  
(内線 一三〇・一三二)

## 村営住宅の

### 入居者募集

村営住宅 中の瀬団地・アラヤ第一団地の入居を募集します。

募集住宅名・戸数・間取り等は次のとおりです。

入居を希望される方は、定住支援センター（☎ 四三ー二二二〇）までご連絡下さい。

### 住宅リフォーム促進事業補助金

◆交付対象者……次の要件全てに該当される方が交付対象となります。

- ・阿智村に住民登録があり、居住し、かつ住居を所有している方
- ・過去にこの補助金を受けていない方
- ・村税等の滞納の無い方

### ◆補助対象工事

村内の施工業者による住宅リフォーム工事で、総工費が税別二十万円以上のもの

### ◆補助金の額

十万円

### ◆その他

- ・申請は、阿智村商工会へ必ず着工前に行ってください。
- ・他の補助金を受けている場合はこの補助金の対象外となります。

### 太陽光発電システム設置補助金

◆交付対象者……次の要件全てに該当される方が交付対象となります。

- ・村内在住者で、自ら居住する住宅にシステムを設置しようとする方
- ・電力会社との余剰電力の販売契約ができる方
- ・村税等の滞納の無い方

### ◆補助金の額

設置するシステムの最大出力1kWあたり五万円を補助します。ただし、上限を二十万円までとします。

### ◆その他

申請は、必ず設置工事を始める前に地域経営課へ行ってください。

### 放射線測定検査費補助金

◆交付対象者……次の村内団体を対象とします。

- ・自治会
- ・保育所保護者会
- ・小・中学校PTA



中の瀬団地

住宅名	戸数	間取り	地区名	条件等
中の瀬団地	1戸	1LDK	浪合	特定公共賃貸住宅所得制限あり
アラヤ第1団地	3戸	3DK	清内路	公営住宅所得制限あり

## 木造住宅耐震診断 申込み受付

専門家による無料の耐震診断の申込みを受け付けています。

本人の費用負担なし（無料）で、村が専門家を派遣し、耐震診断を行います。

### ○対象住宅

村内にある、昭和五十六年五月三十一日以前に建築された木造戸建住宅。

### ○申請者

対象住宅にお住まいの方

### ○費用

申請者の方の費用負担はありません（無料）

### ○申込み受付

診断をご希望の方は、平成二十四年六月二十九日までに役場総務課までお申し込みください

### ○その他

既に簡易耐震診断を受けた方で、詳しい診断により、耐震改修を検討される場合は、精密診断を受けることができます。

### お問い合わせ

総務課 ☎四三二二二〇〇

(内線一七二)

## あなたの婚活を 応援します

村では結婚したい気持ちを持つみなさんを応援する「結婚支援」を行っています。事業は二つの住民団体に委託して実施します。出会いの機会づくりのためのイベント、婚活相談などを実施し、皆さんの婚活を支援してまいります。

### 【取組みの紹介】

#### ■阿智村体感婚活

村内参加者が実行委員となり七月から十二月まで、計四回のイベントを企画、参加する婚活です。温泉や村内めぐりなど、阿智村の魅力を活かした企画を実施していきます。

村外には飯田下伊那、中京圏に広く募集をよびかける予定です。

今回、企画コーディネーターに全国地域結婚支援センター代表の板本洋子さんをお迎えします。板本さんは農村地域での婚活事業にも長年取り組み、実績をあげてきた方です。

参加対象 二十才以上の独身の方

参加費 三〇〇〇円程度／回

宿泊あり

現在、参加者を募集しています。

### ■出会いイベント

年二回、パーティー形式の出会いイベントを実施する予定です。毎回五十人以上の参加者があり、短時間で多くの方と出会うことが可能となります。

開催時期 七月、十一月を予定

\*開催日程が決まり次第、広報などでお知らせしていきます。

### ■結婚相談事業

ゆずり葉の会による結婚相談です。イベント参加時のアドバイスや、出会った後、結婚に向けての悩みまでトータルにサポートします。

毎週木曜日 午後七時～八時受付

場所 サロン阿智事務所（駒場）



### 【お申込み・お問い合わせ】

協働活動推進課（中央公民館内）

☎四三二二〇六一

☎四三二二三五〇

# 人事異動

## 村職員等

( )内は旧任

平成二十四年三月一日

### 【民生課】

▽井原成城 (公民館)

平成二十四年四月一日

### 【総務課】

▽庶務係長 岡田加枝 (出納室)

▽消防防災係長 原 祐樹 (西部衛生)

### 【民生課】

▽自立生活支援センター係長兼ねて

健康増進係長 原 恵子 (庶務係長)

(長)

▽保健係長 塩澤 満 (消防防災係長)

(長)

▽自立生活支援センター係長を解く

岡庭弘子

▽授産所 林 佳子 (共同調理場)

### 【ふるさと整備課】

▽管理建設係長兼務を解く

課長 今久留主厚志

▽上下水道係長 近藤明人 (下水道係長)

(係長)

▽管理建設係長事務取扱 菱田直樹

(授産所)

▽水道係長事務取扱を解く

井原祐次

▽石原哲成 (民生課)

▽酒井圭介 (臨時的任用)

▽ふるさと整備課付 阿智村産業振

興公社派遣 多田佳則 (新規採用)

▽ふるさと整備課付 阿智村産業振

興公社派遣 近藤光正 (臨時的任

用)

### 【地域経営課】

▽浪合振興室係長 (別荘) 近藤和仁

(係長南信州機能性食品工場)

▽係長事務取扱南信州機能性食品工

場 実原信夫 (議会議務局)

### 【協働活動推進課】

▽兼ねて協働活動係長

川上 悟 (広報係長)

### 【出納室】

▽原なつみ (新規採用)

### 【保育園】

●あふち保育園

▽原 亜希 (伍和保育園)

▽千國花甫 (伍和保育園)

▽清水智佳 (新規採用)

▽高見真千子 (臨時的任用)

▽林 綾美 (臨時的任用)

▽原さみえ (臨時的任用)

●伍和保育園

▽塚田菜都美 (智里東保育園)

▽飯嶋直美 (臨時的任用)

●智里東保育園

▽平林のぞみ (新規採用)

●智里西保育園

▽主任保育士 玉井美寿衣 (あふち

保育園)

▽熊谷早代子 (臨時的任用)

●浪合保育園

▽主任保育士 川手かね子 (清内路

保育園)

▽市岡百合香 (あふち保育園)

▽遠山君江 (臨時的任用)

●清内路保育園

▽主任保育士 小池隆代 (浪合保育園)

### 【教育委員会】

▽共同調理場係長 美濃部利昭 (公

民館係長)

▽公民館係長 佐藤卓郎 (協働活動

係長)

▽公民館 小松 剛 (ふるさと整備

課)

▽兼ねて公民館 大石真紀子 (兼ね

て社会教育係)

▽子育て支援専門員 小島京子 (臨

時的任用)

▽共同調理場 日比野公恵 (臨時的

任用)

▽第一小学校 原あつ子 (臨時的任

用)

▽阿智中学校 長谷部道恵 (臨時的

任用)

### 【議会議務局】

▽議会議務局長 熊谷宰光 (再任用)

▽係長 水野利彦 (ふるさと整備課)

### 【退職者】 (三月三十一日付)

▽熊谷宰光 (議会議務局長)

▽河合隆文 (産業振興公社事務局長)

▽熊谷義文(教育委員会共同調理場

係長)

阿智第一小学校

〔教頭〕(須坂市高甫小学校)

阿智第三小学校

▽岡田里子(民生課健康増進係長)

〔教頭〕(上田市第二中学校)

▽小林 功

(高陵中学校)

▽近藤 隆彦

(上郷小学校)

▽近藤光正(地域経営課)

▽小畑 智夫

(駒ヶ根市赤穂小学校)

(松川北小学校)

▽本村ひとみ

(飯田養護学校)

▽千邑智子(智里西保育園)

▽伊藤 正子

(大下条小学校)

▽青嶋 裕子

(上郷小学校)

▽小宮 桂子

(泰阜小学校)

▽河合 孝(民生課)

阿智第三小学校

▽片山 義子

(飯田西中学校)

▽山内 伸治

(浪合小学校)

▽原 勝美(民生課)

▽島津 昌幸

(生坂村生坂小学校)

▽持田 淳子

(緑ヶ丘中学校)

▽代田 肇

(龍江小学校)

## 下伊那郡西部衛生施設組合

▽施設長 河合隆文(再任用)

浪合小学校

▽高橋 徹

(長野市裾花中学校)

▽洞出 直美

(長野市塩崎小学校)

▽松澤 郷子

〔校長〕(豊丘北小学

〔転入〕

( ) 内は前任地

▽杉浦 由直

(上村小学校)

## 教職員

〔転出〕 ( ) 内は新任地

▽田端 理枝

(松尾小学校)

▽鈴木 雅幸

〔教頭〕(県教委保健厚生課)

▽笠原 眞弘

〔校長〕(下諏訪南小学校)

阿智第一小学校

▽坂本 直彦

(上郷小学校)

▽黒石恵理子

(初任)

▽原 敬子

(喬木第一小学校)

▽小平 順一〔教頭〕(高陵中学校)

▽胡桃澤和美

(上久堅小学校)

▽木下 美和

(座光寺小学校)

▽荻原 知子

(初任)

▽奥井さゆり(長野養護学校)

▽長谷部真美

(長野市鬼無里小学校)

▽今牧 涉

(飯田養護学校)

▽川上 哲夫

(豊丘中学校)

▽中瀬 洋子(下諏訪南小学校)

清内路小学校

▽田中 哲夫

(座光寺小学校)

▽塩澤 俊治

(豊丘中学校)

▽佐藤 和憲(旭ヶ丘中学校)

▽矢崎 進一

〔校長〕(茅野市豊平小学校)

▽仲村 信治

(阿智第一小学校)

▽柳澤 健

(初任)

▽田中 泰子(松川北小学校)

▽相馬 路子

(退職)

〔教頭〕(大田市美麻中学校)

▽伊藤 正一

(緑ヶ丘中学校)

▽熊谷 由美(追手町小学校)

▽林 綾美

(阿南第二中学校)

▽久保田寛始

(大田市大町東小学校)

▽山本 希光

(上郷小学校)

▽関島 勝司(退職)

阿智中学校

▽成田 昌弘

(鼎中学校)

▽入間川広幸

(初任)

▽熊谷千世子(退職)

▽平澤 和広

▽松島 隆志

(高森南小学校)

▽平澤恵梨香

(初任)

## 水洗化にご協力を お願いいたします

水洗化は生活環境の向上と河川等の水質保全のために大切な事業です。ご理解とご協力をお願いいたします。

一、住宅リフォーム促進事業補助金の活用で村から補助金が交付されます！

村では、リフォーム経費の一部を助成しています。水洗化目的で下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽接続工事も対象の工事です。(詳しくは、十二ページを参照してください。)

お問い合わせ、お申込み

阿智村商工会(☎四二一三二四一)

または、地域経営課

(☎四二一三二二〇 内線三三二)

二、下水道への接続をお願いします！

公共下水道施設・農業集落排水施設の整備が完了し供用開始となっている地域では、宅内排水設備工事をおこなって下水道へ接続をお願いします。

また、浄化槽により水洗化されているも下水道等の区域となった地域は、公共ますが設置されたことによ

り下水道へ接続をお願いします。

### 【宅内排水設備工事の流れ】

①村の指定工事店に見積など相談してください

②指定工事店と契約

③「排水設備工事計画確認申請書」を村へ提出

④工事後、「工事完了届」と「使用開始届」を村へ提出

お問い合わせ

ふるさと整備課上下水道係

(☎四二一三二二〇 内線二二二)

三、合併処理浄化槽の設置をお願いします！

合併処理浄化槽の設置については、

公共下水道や農業集落排水施設がない地域で実施する水洗化事業で、地域の水環境を守るために必要な事業です。区域内で水洗化されていない方は合併処理浄化槽を設置していただき、地域の自然を守り、快適な生活が送れるように補助金など十分な予算化してあります。

詳しいことを聞きたい、今後の参考にしたい、すぐに設置したいなどなんでも結構です、ふるさと整備課廃棄物対策係までお問い合わせください。

## 平成24年度村税等納期の一覧

月	口座振替の日 ※口座振替の依頼をいた だいている方 のみ	税金等の種類 ※( )内は納期限											
		村県民税		固定 資産税	軽自動 車 税	国民健康保険税		介護保険料 (65歳以上の第1号被保険者)		後期高齢者 医療保険料			
		普通徴収	年金特別徴収			普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収		
4月	4月25日(木)			1期(5/1)									
5月	5月25日(金)				1期(5/31)	1期(5/31)		1期(5/31)					
6月	6月25日(月)	1期(7/2)				2期(7/2)		2期(7/2)					
7月	7月25日(木)		4月,6月,	2期(7/31)		3期(7/31)	4月,6月,	3期(7/31)	4月,6月,	1期(7/31)	4月,6月,	4月,6月,	4月,6月,
8月	8月27日(日)	2期(8/31)	8月,10月,			4期(8/31)	8月,10月,	4期(8/31)	8月,10月,	2期(8/31)	8月,10月,	8月,10月,	8月,10月,
9月	9月25日(火)		12月,2月の	3期(10/1)		5期(10/1)	12月,2月の	5期(10/1)	12月,2月の	3期(10/1)	12月,2月の	12月,2月の	12月,2月の
10月	10月25日(木)	3期(10/31)	年金支給時			6期(10/31)	年金支給時	6期(10/31)	年金支給時	4期(10/31)	年金支給時	年金支給時	年金支給時
11月	11月26日(月)		に天引きと			7期(11/30)	に天引きと	7期(11/30)	に天引きと	5期(11/30)	に天引きと	に天引きと	に天引きと
12月	12月25日(火)		なります。	4期(12/25)		8期(1/4)	なります。	8期(12/26)	なります。	6期(12/26)	なります。	なります。	なります。
1月	1月25日(金)	4期(1/31)				9期(1/31)		9期(1/31)		7期(1/31)			
2月	2月25日(月)					10期(2/28)		10期(2/28)		8期(2/28)			
3月	3月25日(月)												

※口座振替の日に残高不足等で振替ができなかった方については、翌月の5日(休日の場合は翌営業日)に再振替をさせていただきます。(ゴールデンウィーク、年末年始明けの再振替は、5日より遅れる場合がありますのでご承知おきください。)

税金・料金は納期限までに納めましょう

## 阿智村消防団 平成二十四年度幹部体制

三月十一日コミュニティ館において平成二十三年年度末総会が行われました。長年にわたり苦勞頂いた、三十九名の幹部・団員が退団し、十二名の方に入団頂く中で、矢澤貴弘団長の下、平成二十四年度がスタートしました。

平成二十四年四月一日現在、団員数二四五名となり、八つの分団で構成されています。

活動は、火災を始め風水害などの発災時の対応はもちろん、普段からの防火や心配される大地震に備えるの予防消防にも力を入れています。自分たちの生命、財産は自らの力で守っていくことを基本に、地域住民の責務として、対象年齢になられてる方は、消防団入団して頂き、一緒に活動をお願いします。

現在、女性消防団員の入団も大歓迎です。



▼平成二十四年度幹部は次の通り。



団 長  
矢澤 貴弘



副 団 長  
田中 征秀

第1分団長	水野 修二
第2分団長	小林 英二
第3分団長	田中 和明
第4分団長	園原 剛
第5分団長	熊谷 典彦
第6分団長	増田 寛明
第7分団長	山口 法雄
第8分団長	櫻井 一臣
第1副分団長	原 浩二
第2副分団長	下島 弘和
第3副分団長	上原 優太
第4副分団長	河合 秀樹
第5副分団長	加藤 晋
第6副分団長	熊谷 和秀
第7副分団長	佐々木 伸充
第8副分団長	原 章行
旗 手	塩澤 昭
本部部长	原 宏卓

### 阿智村消防団員の待遇等

技術部長	岡庭 正芳
ラッパ部長	玉井 克彦
救護部長	宮嶋 淳
誘導部長	櫻井 佑介

**\*身分**  
非常勤特別職の地方公務員となります

**\*報酬**  
年報酬及び出勤・訓練手当が支給されます

**\*公務災害補償**  
消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります

**\*共済制度**  
公務・公務外を問わず、病気やケガで一定期間入院した場合や万が一の場合に補償が受けられる共済基金に加入します

**\*退職報奨金**  
一年以上勤務し退団した際には、退職報奨金が支給されます

**\*表彰制度**  
職務にあたって功勞、功績があった場合に表彰されます

**\*被服の貸与**  
消防活動に必要な被服が貸与されます

## 守ろう！電波のルール

六月一日から十日は、電波利用環境保護周知啓発強化期間です。私たちみんなの財産である電波の良好な利用環境を守るため、不法無線局をなくし、電波を正しく使いたしましょう。電波に関することは、総務省信越総合通信局までお気軽に御相談ください。

★無線設備への混信・加害及び違法な無線設備の情報に関すること  
監視調査課  
(〇二六一―三四一九九七六)

★テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること  
受信障害対策官  
(〇二六一―三四一九九九一)



# 村の健診を受けましょう

皆さん、健康診断を受けていますか？  
 体重のこと、血圧のこと、血糖のこと、コレステロールのこと、気にしていますか？  
 ちょっと気になる体のことを、健康診断で調べることができます。  
 今年は受診率65%を目指しています。

## ◆村の健診の対象となる方

	国保の方	国保以外の方	自己負担	村補助
39歳以下	○	○	1,000円	4,775円
40～74歳	○	×	1,000円	5,615円
75歳以上	○	○	無 料	5,300円

会社等で健診を受ける機会  
 がありますか？  
 機会がない方は、ぜひ村の  
 健診を。  
 39歳以下の方は、保険の種  
 類関係なく村の健診を受け  
 いただけます。

かかりつけの病院はあ  
 りますか？  
 希望される方は村の健  
 診も受けられます。

加入されている社会保険等から健  
 診の案内が届きますので、案内に  
 従って受診しましょう。  
 村の健診を受診されたい方は保健  
 師までご相談下さい。

## ◆健診内容◆

身長、体重、腹囲  
 血圧測定  
 血液検査  
 (血糖値、中性脂肪、コレステロール、  
 肝機能、腎機能など)

## ◆健診日程◆

8月1日(水) 伍和公民館  
 8月2日(木) 智里東公民館/智里西公民館  
 8月3日(金) 浪合コアホール  
 8月6日(月) 清内路公民館  
 8月7日(火) 保健センター  
 8月8日(水) 保健センター  
 9月5日(水) 保健センター  
 9月9日(日) 保健センター

## ～国民健康保険に加入されている方へ補助があります～

### ①人間ドック受診者に補助があります。

【交付内容】検査料の7割相当額まで、上限は3万円です。  
 (任意で追加された検査料は除きます)

### ②病院での個別健診を1,000円で受診できます。

【交付内容】病院の窓口にて2,500円お支払いいただき、申請により1,500円補助します。

【①②申請時持ち物】保険証、領収書、印鑑、健診結果表、通帳など振込先のわかる物

※国保の方への特定健診受診券は7月発行を予定しています。7月以前に個別で受診・  
 人間ドックを予定されている方は、保健師までご連絡下さい。

## がん検診の申し込みを受け付けています。

がん検診は  
該当年齢の方  
どなたでも  
受けられます

保健委員さんより「がん検診申し込み用紙」が配布されます。  
阿智村では大腸がんを発症される方が他市町村よりも多い状況です。  
定期的に検診を受けることで、がんを早く発見でき、早く治療していくことができます。

### 結核検診（65歳以上）

昭和23年3月31日までに生まれた方

6月4日（月）～8日（金）

村内各カ所を巡回します

☆65歳以上の方は、年に一回は結核検診を受けるよう法律で定められています。

※病院等で6ヶ月以内に胸部レントゲン検査を受けた方は、今回受診の必要はありません。

※結核検診では自己負担はありません。

検診費用1,785円は村が全額補助します。

### ✿がん検診を受ける目安✿

胃がん・大腸がん… →40歳を過ぎたら1年に1回  
前立腺がん…………… →50歳を過ぎたら1年に1回  
子宮がん…………… →20歳を過ぎたら2年に1回  
乳がん…………… →40歳を過ぎたら2年に1回

### 前立腺がん検診（50歳～）

★前立腺がんは血液検査で調べます。

そのため日程は右のページの村の健診の日程と同様です。

※尿の出が悪い等の自覚症状のある方は、医療機関で受診してください。

自己負担 600円（村補助1,290円）

（昨年受診されていない方は無料）

### 胃検診・大腸がん検診（30歳～）

昭和57年までに生まれた方

6月21日（木） 伍和公民館

6月22日（金） 智里東公民館

6月25日（月） 智里西公民館

6月26日（火） 浪合コアホール

6月27日（水） 清内路公民館

6月28日（木） 保健センター

6月29日（金） 保健センター

7月 2日（月） 保健センター

☆胃検診：バリウムを飲んで胃の状態をみます  
自己負担 1,500円（村補助2,490円）

☆大腸がん検診：便をとって検査します  
自己負担 500円（村補助970円）

## 乳がん・子宮頸がんを受診される方へのお知らせ

特定の年齢の方々に対して、検診費用が無料になるクーポン券を配布しています。  
この機会にぜひ受診しましょう。クーポン対象者以外の方には自己負担をお願いします。

### 子宮がん検診（20歳～75歳）

平成4年4月1日までに生まれた方

7月 9日（月） 保健センター

7月10日（火） 伍和公民館

7月24日（火） 清内路公民館

7月25日（水） 浪合コアホール

7月26日（木） 保健センター

7月27日（金） 保健センター

☆検診車による子宮頸がんの検査です。

自己負担 1,000円（村補助2,150円）

### 乳がん検診

◇マンモグラフィ検査（40～75歳 隔年）

昭和12年～46年の偶数年生まれの方

7月30日・31日 保健センター

☆レントゲンによる乳がんの検査です。

自己負担 2,000円（村補助4,300円）

◇超音波検査（20歳～39歳）

昭和47年4月2日～平成4年4月1日生まれ

25年1月23日・24・25日 保健センター

★乳腺が発達している若い女性に適した検査です

自己負担 1,000円（村補助2,675円）

平成24年度は  
特定健診強化年です

# 健康の話だよ 全員集合!!

各地区・各部落を保健師が巡回し、  
「健康全員常会」を開催します。

- ◆内容◆ ①「けんしん」ってなんだろう? ～特定健診・がん検診の受け方～  
②がん検診申し込みのとりまとめを行いますので、がん検診申込用紙をお持ち下さい。
- ◆日程◆ 4月下旬～5月 詳しい日程は随時お知らせします。

## 75歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種の補助が始まります

- 対象者 阿智村に住所がある75歳以上の方
- 期間 平成24年5月7日から平成24年10月31日まで
- 補助内容 村営診療所・橋上医院・飯田病院阿智診療所のいずれかに直接予約し、役場にて問診票を受けとってください。
- お問い合わせ 民生課 保健師 143-2220 (内線228)

肺炎球菌ワクチンは  
5年以内に接種された方は  
受けられません

## 管理栄養士から お知らせ

村では、乳幼児を持つ親子を対象に毎月料理教室を開催しています。  
その内容を紹介します。  
詳細は役場栄養士までお問い合わせください♪

### ひよっこ学級

- ・5か月頃～離乳食完了の子どもを持つ親子対象。
- ・親の食事を作りながら離乳食も作ります。



### こっこクラブ

- ・1～2歳になる子どもを持つ親子対象。
- ・幼児食って? 子どもの食に対する疑問や食品添加物や食品表示など気になる情報についての話もします。



### わくわくキッチン

- ・未就園児を持つ親子対象の食事学習会。
- ・年3回、昨年度はおおじるなどの郷土食、おせち料理、浪合で流しそうめんを行いました。



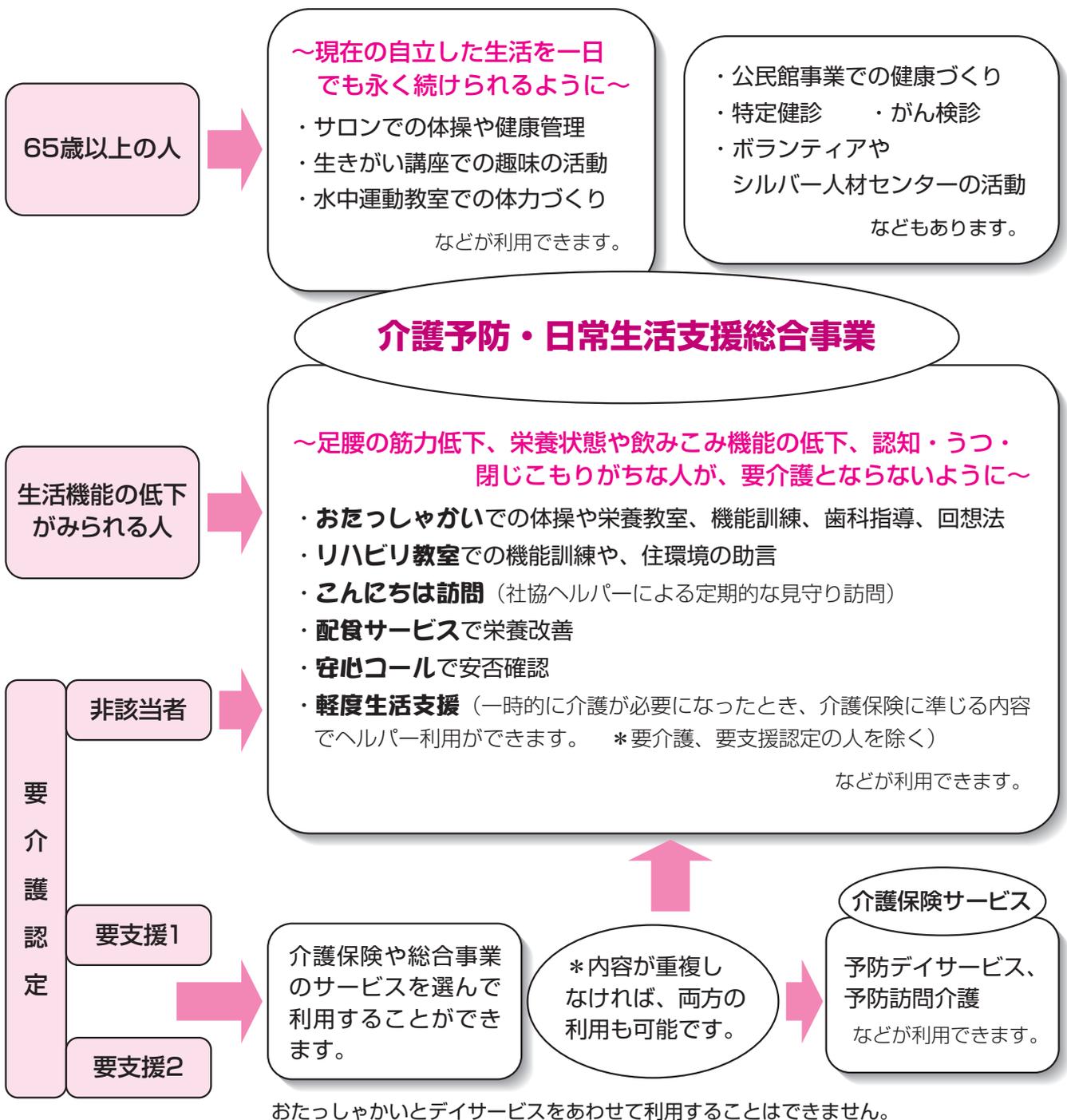
# こんにちは 自立生活支援センターです

～介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります～

No.4

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、65歳以上のすべての方に対して、村が介護予防を目的に行う事業です。65歳以上の方を対象に行う事業と、足腰の筋力低下や栄養状態の低下が心配な方、閉じこもりがちなどの方、要支援1、2の方を対象に行う事業から成り、対象のみなさんの状態に応じたサービスを提供します。

膝や腰が痛く、外に出かけたり人と話すことが少なくなったと感じる方、総合事業を利用しませんか。まだ元気に暮らしているという方も、サロンや水中運動で積極的に体を動かすなど健康づくりに取り組みましょう。



詳しくは、自立生活支援センター（電話45-1140）へお気軽にお問い合わせください。

# 阿智高だより

vol.33

阿智村のみなさま、こんにちは。いつもお世話になっております。

春の訪れと共に、明るく、元気で、エネルギーに満ちあふれた117名の生徒が阿智高校に入学しました。これからの阿智村、長野県、日本を背負って立つ希望の星たちです。私ども教職員一同、生徒のためにこの一年間、全力をあげて教育活動に努めますのでよろしく申し上げます。それでは、最近の学校の様子をお知らせします。

## 平成23年度



### 卒業式 (3月3日)

卒業生のうち四年制大学への進学者は10名でした。また、看護・医療系を含め、短大・専門学校に37名進学しました。就職氷河期と呼ばれる厳しい時代の中でも、就職希望者は、希望する地元企業への就職を、実現することができました。

## 平成24年度

### 入学式 (4月5日)

夢と希望を胸に117名の生徒が阿智高校に入学しました。また、校長に本校23期卒の黒柳紀春先生をお迎えしました。



新入生宣誓



学級担任発表

### 新入生歓迎会 (4月7日)



2・3年生が1ヶ月以上前から準備してきた新入生歓迎会が行われました。高校生活、棟祭(文化祭)、クラブ活動などを、コンピュータを駆使して新入生にわかりやすく説明しました。ダンス同好会や軽音楽同好会のステージ発表もあり、新入生たちも高校生活の始まりを楽しんでいました。

### 今後の予定 (1学期)

4月16日~17日	クラブ結成式	●	6月 2日~ 3日	県高校総体	●	6月27日~29日	期末テスト
4月25日	生徒総会	●	6月 4日~ 5日	春季クラスマッチ	●	7月14日~15日	棟祭(公開)
5月12日~13日	南信高校総体	●	6月 7日	芸術鑑賞	●	7月23日~26日	保護者懇談会
5月21日~23日	中間テスト	●	6月16日~17日	北信越高校総体	●	7月27日	1学期終業式

# Photo report [フォト・リポート]

## 消防演習



3月4日（日）に、飯伊広域消防署と消防団合同による、消防演習が阿智中学校を会場に行われました。演習は中学校校舎より火災が発生したという想定で行われ、ヘリコプターやはしご車による救助訓練や消火訓練等が行われました。

## 平成23年度コミュニティ助成事業で清内路消防クラブに備品が配備されました



この助成事業は、宝くじ普及広報事業の一環として、財団法人 自治総合センターより、阿智村清内路消防クラブの活動に次の備品を助成していただきました。

軽可搬消防ポンプD-1	一式
ヘルメット	70ヶ
ジャンパー	70ヶ
救護用品	7式

## 伍和保育園祖父母参観



1月18日、伍和保育園で祖父母参観が行われ、昔ながらの遊びを体験しました。「わらべうたの会」の皆さんを講師に迎え、阿智村に伝わるわらべうたやお手玉遊びを楽しみました。おじいちゃんおばあちゃんとお孫さんが遊びを通してふれあい、笑顔があふれる一時となりました。

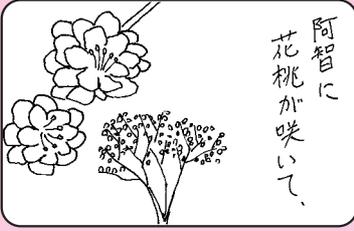
## 沖縄市スポーツ少年団との交流



沖縄市スポーツ少年団19名が、2月3日から2泊3日の行程で来村されました。沖縄では見ることがない雪と寒さに耐えながら、かまくら造りやスキー体験をし、夜の交流会では、沖縄の自然体験と平和学習に参加した村の小中学生とともに、子供たち同士の名刺交換会と阿智と沖縄の両方の方言かるたを読み上げ、競ってかるたを取り大いに盛り上がりしました。

# 阿智村の成人式

年 金太郎



戸籍の窓  
24年1月～3月

## あぜみち

四月一日より新年度が始まりました。新しい気持で力を合せて村づくりに励んでいきたいと思えます。

春になっても寒い日が続き、桜の開花も大変遅くなりました。智里西地区の花桃も、連休あたりが最盛期となるのではと予想されます。駒つなぎの桜、黒船桜、御所桜と有名な桜のほか、村内各所には山桜の大ききれいな花を咲かせます。村内を巡ってそうした桜に会うたびに、桜を守ってくれた先人に感謝します。後進への賜り物として、私達も残していかななくてはならないと感じます。

二月二八日に昼神「地産地消イベント」が行なわれました。昼神温泉の各旅館で地元の農産物を提供するための会です。菊イモをはじめ、村の野菜等が旅館の料理人の手で調理されて、味や見栄えもさすがという料理が試食に並びました。これを機に地産地消の動きが活発になることを願うものです。

念願であった「満蒙開拓平和記念館」の建設が、県や飯伊の市町村の補助により確実にになりました。村としてもできる支援を行いますが、多くの村民のみなさんにもご協力をお願いします。

(一)

二十四年三月議会

村長あいさつ

はじめに

三月定例議会開会にあたり一言ごあいさつを申し上げ、合わせて平成二十四年度への施政方針を申し上げます。

三・一一東日本大震災より早一年が経過しました。被災された多くの皆さんは現在も仮設住宅をはじめとする避難所暮らしを余儀なくされております。特に原子力発電所事故に伴う放射能被害はいまだ継続しており、解決の見通しすら明らかになっておりません。一刻も早く被災住民の皆さんが普通の暮らしを取り戻せるよう復旧、復興がめめられることを強く望むものであります。

復旧、復興が進まない原因として政治の責任を問う声が上がっております。野田政権は、現下における最大の課題として、消費税増税を中心とした税と社会保障の一体改革を挙げています。これをめぐって政局が

らみの政争が繰り広げられており、山積する行政課題がおきざりにされている状況があります。

経済、財政共に大変厳しい環境の中で二十四年度を迎えるわけですが、国の動向が不確かな下でのスタートとならざるをえません。自主、自律の気概が一層求められる年になります。

十二月の定例議会あいさつの中で、本村における製造品出荷額など地域経済力が大幅に減少してきたことを述べましたが、住民のみなさんの収入においてもこの傾向は顕著に現れております。平成二十年度と平成二十三年度を比較しますと全収入額は、百七十三億七千万円が百四十四億九千万円と該当者が二百八十人ほど減少したこともあり、約二十九億円の減収となっております。内給与収入額は、百二億二千万円が九十三億二千万円に九億円余減少しています。平均収入額においても一人当たり二百九十七万四千円であったものが、二百五十七万七千円に、給与分では二百五十七万五千円が二百四十八万

九千円に減収となっております。一方、年金収入においては、該当者で約百人増、総額一・五億円増の二十八億二千万円となっております。

このような経済状況を反映し、近年は恒常的な人口減少が続いています。平成二十一年四月と二十三年十月との比較で、出生と死亡の増減では、百二人の減、社会増減では百人の減と二百十二人の減少となっております。

一年間に七十人から百人の減少の計算になります。特に、浪合地区では社会減が五十三人、清内路地区では自然減二十一人、社会減三十五人、計五十五人となっております。急激な人口減少となっております。国立社会保障・人口問題研究所が「日本の将来推計人口」を公表しましたが、我が国の人口は、二〇一〇年の一億二千八百五十万人から、五十年後には八千五百七十四万人に減るといふものであります。こうした中で、中山間地に位置する本村の人口減少が進むことは、やむを得ないこととあります。しかしこのままの状況が続けば早晩地域の維持が難しく

なることは目に見えております。現状においても、その傾向は顕著になつてきており小学校、保育園等の存続、消防団員の確保、集落での役員選出等の問題が現れております。

二十四年度予算編成の基本方針

こうした中で、二十四年度の予算編成の基本方針を次のように致しました。

「二十四年度は、第五次総合計画の最終年であり、後期五ヶ年計画樹立の年であることを意識して編成することが必要。清内路との合併、東日本大震災以後の我が国の激しい変化を考慮に入れ、後期五ヶ年計画を見通したものにすることが必要。」という前提で進めて参りました。

村づくりの方向としては、特に、地域の衰退を止めることを第一義とし、地域経済の再生と定住人口の維持を重点におきました。さらに減収対策、自然エネルギー対応を新たな取り組みとしました。福祉や健康、子育て等住民の皆さんの暮らしにかかるといふ事業等については、今まで進め

てきましたものを事務事業評価等の上に立って、さらに実効が上がるように取り組んでいくこととしました。

第五次総合計画前期計画に沿って重点とする考え方を申し上げます。

### 全村博物館構想

村づくりの基本として全村博物館構想を掲げてきました。この間、旧街道保存や街並み調査等を行ってきました。しかし、満足度調査の内容を見ると、多くの住民の皆さんがこの趣旨等を理解されていないことが判明しました。全村を屋根のない博物館と見立て、村の現存する有形無形のものとの価値を求めて大切にしていくなかで、誇りある村を目指そうという構想であります。取り組みをさらに発展させていくとともに、多くの住民の皆さんがこの趣旨を理解されるよう学習会や体験会等を行います。

### 教育、文化の向上

子育てをはじめ子供と親を取り巻

く環境は年々厳しさを増しています。親の考えや、収入によって子供の生活習慣や学力に差が生まれている傾向にあります。こうした状況下であっても、全ての子供たちがしっかりと生き方や学力をつけられるようにしなくてはなりません。子供の姿勢をしっかり把握し必要な手立てを講じることを目指します。

### 保健福祉医療

介護保険料が、五千五百円に近づくことは、介護施設が多いということだけでは説明のつかない問題であるところとらえなくてはなりません。村全体の保健福祉医療の問題として改めて施策の見直しを行なう必要があります。要介護者の実態調査を始め介護保険料高騰の原因を分析し、健康づくりや介護予防事業の見直しを行うとともに、健康に対する住民意識を高めること、介護に対する知識を高める取り組みを強化することから始める必要があります。健康長寿達成プロジェクトによる達成プログラムづくりを進め、各種検診の充実

や、健康づくりの新たな取り組みを行います。

### 産業の振興

二十四年度は営農集団ごとに農地集積計画をたてていただきます。この計画は、集団内農地を耕作者がいる農地と耕作者がいない農地に色分けし、耕作者がいない農地に新規就農者を入れるか集団内で活用するかを明らかにすることを目的で行うものであります。産業振興公社設立以来、農産物の有利販売や生産拡大、遊休荒廃地対策を担ってきたいただいておりますが、農地保全管理、新規就農者対策等の事業も担っていただきたいと考えます。

産業振興の柱である、地域内経済資源の活用による経済再生を行うためには、「観光をプラットフォームにした振興策の強化を図る必要があります。誘客対策に支援を行うほか、地産地消をはじめ地域全体の観光環境を高める仕組みの構築や支援を行います。

地域内再投資力を高めるうえで、

商工業の活性化は欠かせません。住宅リフォーム補助事業等を引き続き進めます。また、村内での起業を支援するとともに、製造業をはじめ村外企業誘致等にも取り組みます。

### 生活環境の整備

地震に対する対策は一刻でも早く行わなくてはなりません。昨年度に引き続き整備を行います。加えて住民のみなさんの意識向上と集落内での減災対策を進めてもらうことが大切であります。

地域防災の要として活躍していただいております消防団について、該当年齢の方で入団されない人が増え、団員数の減少が顕著です。該当年齢の皆さんに入団していただけるよう対策を講じなくてはならないと考えます。

原発事故を経験して、原子力に頼らないエネルギー確保が大きな流れとなつてきております。本村においても今年度環境問題懇談会をスタートさせ研究を進めて頂いております。

本村にあった自然エネルギーの開発

に取り組むことが必要であります。

定住人口の増加、行財政計画、協働の推進

宅地整備等引き続き若者定住、集落維持を進めます。

智里西地区振興協議会を新たに設置し、智里西地区の地域振興について検討を行います。

議会議案

本議会でご審議いただく案件は、報告案件二件、条例案件九件、事件案件二件、契約案件一件、予算案件七件であります。

予算案件のうち、平成二十四年度阿智村一般会計予算は、歳入歳出予算総額四十五億九千万円と昨年度当初予算を四億四千万円減であります。村税は固定資産税の評価替えによる減額によって前年度より千二百九十二万五千円の減額となりました。地方交付税については、前年度同額の二十五億三千三百万円を計上しました。村債については、臨時財政対策債九千万円と大規模防護柵に伴う過疎、

辺地債五千五百五十万円等で一億八千九百五十万円となり、中学校の建設が終了したため前年度より三億九千七百五十万円の減となりました。

歳出については歳出総額のうち一般財源は三十五億二千万円となっております。今年度新たに予算化したものを中心に申し上げます。

総務費では、満蒙開拓平和記念館（仮称）建設に伴う周辺整備費として千三百万円を計上しました。

環境対策費に、自然エネルギーモデル施設設置として水力、太陽光発電施設設置に百二十万、太陽光発電システム設置補助に二百万円、環境にやさしい住宅設備導入補助に百五十万円、放射線測定補助に十五万八千円を計上しました。

児童福祉費のうち保育所費では、伍和保育園、智里東保育園、清内路保育園の耐震化工事費と、伍和保育園のリニューアル工事費を計上しました。

農林水産業費では、農業総務費に地域農業マスタープラン検討委員報酬八十七万円を、鳥獣対策費に、ジビエ加工施設運営補助金五十万円、

大規模防護柵設置事業に一億五千五百万円を計上しました。

商工振興費では、住宅リフォーム促進補助金三十五軒分三百五十万円、観光費ではふるさと村自然園施設改修費五百三十四万七千円、昼神朝市小道事業に二百三十万円、花桃広場整備に百万円、清内路健康の森周辺歩道等の整備費一千万円、蛇峠山整備に百万円を計上しました。

産業連携プロジェクト推進費では、「湯ったりーな昼神」改修工事に五百九十万二千円、村内の観光資源を活用する「旅塾プロジェクト」に一千万円を村内農産物の昼神での活用を進める「地消地産事業」百万円を計上しました。なお「エリアサポート」に対する誘客事業補助金は、五年間継続して三千万円補助を行ってきたので、五年間の事業の検証を行った上で今後を考えると、一千万円減額し二千万円としました。

教育費については、清内路小学校に連級解消のための講師人件費三百八十五万九千円、第二小学校での学童保育に百五十一万一千円、これで全小

学校で実施することになりました。

地方債残高は、前年度より五億九千四百八十三万二千円減の九十五億五千三百七十三万五千円となる見込みであります。

基金残高は、二十四年度末で全会計五十二億二千八百五十二万五千円になる見込みであります。

おわりに

冒頭で申し上げましたように第五次総合計画の後期計画づくりを行います。

どのような村を目指すのかにかかわる村づくり目標であります。「一人ひとりの人生の質を高められる持続可能な村」という村づくり目標は変えないで行きたいと考えます。この目標は住民のみなさんの生き方にかかわったもので、具体性に欠けており、どのような村をつくっていくのかが見えないといわれてきました。今日まで、住民の皆さんが力を合わせて村の仕事の足らざるところを協働して補い、公共領域を広げていくという住民主体の村づくりを基本に

すすめてきました。主体的に地域づくり等を進めてこられた皆さんにとっては、この目標は効果的であったと思います。しかし、多くの住民のみなさんが、村づくりに取り組んでいた。ただためには、この目標を誰でもがかかわってみたくなる、わかりやすい具体的な言葉に置き換えることが求められます。

後期計画の5年間は、国内外にとっても大きな変動が予想されます。TPPへの参加や道州制の導入等が行われれば、さらに地方は衰退していかざるを得ません。こうした中で、国の経済政策に沿って衰退を受け入れられるのか、それとも地域内循環の経済を目指して再生への努力をするのかが問われるものと思います。集落や耕地の存続等住民意思に基づき村が主体的に軸足をしっかりと持って判断をしないと大きな国の動きに翻弄されてしまうことが考えられます。どのような村をつくっていくのか今一度住民みなさんと現状をふまえて考えてみるのが欠かせません。まず、「一人ひとりの人生の質を高めら

れる持続可能な村」の具体像をみんなで描いてみたいものであります。

現在既成政党不信や、議会不信振等が原因と思われる新しい動きが始まっております。いわゆる「橋下ブーム」というものであります。地方自治の世界で繰り広げられているこれらの「自治体ポピュリズム」の動きについて、申し上げたいと思います。

橋下氏は、「地域主権」を掲げています。私は、従来より「地域主権」という言葉はあり得ないと考えてきました。我が国の憲法は「国民主権」を規定し、自治体については「住民主権」が正しい考えであります。「道州制」導入論者である橋下氏は、地方自治体を統治機構と位置付け、地方自治の本旨で云う、団体自治と住民自治の内、住民自治を極端に薄める手法をとっています。ここに「地域主権」の本質を見ることができません。国防、外交等の重要業務以外を、地方業務とし国の役割を地方に肩代わりさせ、これらの業務を行うために、一定規模の行政体に地方政府を作り替えるというもので、そのため

に「道州制」を導入するという考えであります。

また、特に橋下氏が危険だと思ふことは、現代社会で同じような格差の中にいる住民を、巧みな話術で敵味方に分けて分断し、一方を攻撃することにより権力を掌握する戦術を行って行っていることでもあります。その時に、マスコミをうまく使うことであります。私はこのような、橋下氏の政治手法や、競争主義を助長する新自由主義的な考えにも否定的であります。が、一方、私達は、橋下氏を支持する根底にある、強力なリーダーシップ待望論に注目しなくてはならないと考えます。格差が拡大し閉塞感が支配する社会変革への期待に議会制民主主義をはじめとする、戦後民主主義の制度が正しく機能しないことに対する住民のいら立ちがあると考えなくてはなりません。

現政権も同じ手法を使っており、国会議員の削減や公務員削減を消費税導入の世論操作に使っています。国民はこれに対して好感を持って見守っています。「民間会社もリストラさ

れているのだから、公務員も当然だ」という心情であります。ここには国会議員の役割や公務員の役割という本質の問題は配慮されていません。

現行選挙制度の下で国会議員の数が少なくなれば国民の声が届きにくくなることや、公務員の数が少なくなればセフティーネットが手薄になることなど考えの中にありません。ましてや、二〇〇一年から二〇〇九年の十年間に企業所得は平均して年約十五兆円も増えているのに、雇用者所得は年当たり五兆円も低下していることなどが知らされていないところでの判断になっております。「自治体ポピュリズム」に陥らないで、正しい道筋を歩むためには、手続き論や建前論を乗り越え、今おきている課題の本質を住民のみなさんが理解して判断されるような議論を行うことが我々に求められていると思います。

今議会の論議を通じて二十四年度の進むべき道筋を明らかにして頂くことをお願いしてあいさつと致します。